

医療介護費用から見た 2025 年までの高齢者家計

山本克也

(国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部 第 4 室長)

1. はじめに

2025 年頃から、団塊の世代を含めた我が国で最もボリュームのある人口階層が後期高齢者になる。そして、医療・介護分野ではこの年に狙いを定め、地域包括ケアの個別具体的な計画(在宅医療の推進等の施策)を開始している(地域包括ケア研究会 2010)。一方、高齢者の関心は、これから上昇するに違いない医療・介護の保険料と自己負担を自らの資産で賄いきれるかどうかにある。折しも、2012 年 4 月には厚生労働省(厚労省)より 2025 年までの医療・介護費用の試算¹の改訂版が出され、これを手掛かりに医療・介護費用の家計に対するインパクトの試算を実施することが本稿の目的である。

上述のように、この“2012 年 4 月試算”では医療・介護費用の総体だけではなく、各家計が直面する平均的な保険料負担についての数値も出している。これは画期的なことであり、一定の幅を持って見る必要があるにしても、将来の、特に高齢者世帯の家計の状況を推察する手段を与えられたことに等しい。

周知のごとく、家計は主に実収入(高齢者の世帯の収入の大部分は公的年金である)と支出から構成され、支出は非消費支出(租税と社会保険料等)と消費支出(医療・介護の自己負担分が含まれる)に分けられる(支出の中で、消費支出が大きなウエイトを占める)。実収入から非消費支出を差し引いた可処分所得が消費支出を上回れば家計は黒字、下回れば赤字になる。赤字の場合、資産等を取り崩すことが出来なければ就労して稼働所得を得るか、生活水準を低下させる必要が生ずる。

本稿では、高齢者家計の年金給付額を含めた収入、非消費支出(所得税、地方税、医療・介護を中心とした社会保険料等)を試算し、消費支出をベンチマークとすることで、2025 年の高齢者家計に対する医療・介護費用のインパクトを考察する。基本的に試算の対象は、試算時点で世帯主(配偶者の年齢も同じと仮定)の年齢が 65~69 歳、70~74 歳、75 歳以上で、現役時代に厚生年金をはじめとした被用者年金に加入歴のある夫婦世帯、単身男性世帯、単身女性世帯と遺族世帯である(いずれも就労していることがもう一つの前提である)。本稿の構成は、2.で先行する年金・医療・介護の試算研究を紹介し、3.で高齢者家計の試算方法の説明を行い、4.で試算及びシミュレーション結果を示し、5.で総括を実施する

¹<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/shouraisuikei.pdf> (アクセス 2013 年 2 月 1 日)。それまでの試算を、2012 年 1 月の将来人口推計に基づき再計算したものである。

2. 先行研究

本稿のように世帯を類型化した家計の分析には、「全国消費実態調査（以下、全消）」の個票データを用いた高山・有田（1992a, 1992b）がある。一連の研究で高山らは、高齢者家計の潤沢な年金資産、税・社会保険料の優遇措置から、70～80年代に架けて蔓延した“高齢者かわいそう論”に一石を投じた。また、総務省統計局も2004年の全消を用いた「世帯類型別にみた家計」で、豊かな高齢世帯像を示した（夫60歳以上の夫婦のみ世帯が、他の世帯に比べて教養娯楽サービスや交際費などが多いという結果）。

しかし、近年では、有森（2007）や山田（2012）のように、単身・高齢・女性をはじめとして貧困高齢者の存在を示唆する研究もある。また、是枝（2012）では消費税率引上げを含む最新の税・社会保障の改正が、現時点（2011年）の家計収支と消費税引き上げ後の2016年のそれとを比較する試算を実施している。世帯類型の設定としては、「40歳以上片働き4人世帯」、「40歳以上共働き4人世帯」、「40歳未満単身世帯」、「75歳以上夫婦世帯」、「75歳以上単身女性世帯」の5類型を想定し、2011年と比べると2016年の実質可処分所得は4.82%以上減少し、その最大の要因は消費税率の引上げであるとしている。そして、高齢世帯に限れば、物価スライド特例水準の減少（年金減額）と介護保険料の増加が可処分所得減少の消費税に次ぐ要因であるとしている。

是枝（2012）の関心は税制改正にあり、本稿で考察される家計の消費面にはほとんど触れられていない。また、あくまで是枝（2012）の試算は、いわゆる一時点の“点推定”に留まり、各世帯の時系列的变化については関心が払われていない。そこで、本稿では是枝の研究に加え、医療・介護費用の増加に対して高齢世帯が耐えられるのかを検討する。

3. 分析の方法

上述したように、家計の収入と支出の試算を実施し、特に非消費支出項目には2012年の厚労省の医療・介護費用の試算を使用する。収入としては年金のみを試算し、年金以外の勤労所得や財産所得等は対年金の比率で算出する。そして、消費項目のうち、非消費支出としては税（所得税、住民税）、国民健康保険料（国保）、後期高齢者医療制度や介護保険の保険料を試算し、医療・介護自己負担分以外の消費支出は後述する年金の試算方法で用いられる経済的仮定の物価上昇率で伸ばす。ただし、租税については現行制度（減免措置等）が継続されるものとするが、社会保険料は2012年4月試算に基づいて2025年まで伸ばす。以下に各部分の試算の方法を記す（なお、夫婦の年齢は同じであるものとし、すべての価格は2010年で統一してある）。

(1) 家計構造の試算方法

家計は収入と支出からなり、

$$\begin{aligned} \text{収支差} &= \text{実収入} - \text{実支出} = \text{実収入} - (\text{消費支出} + \text{非消費支出}) \\ &= \text{可処分所得} - \text{消費支出} \end{aligned}$$

と定義される（家計調査・全消の方法を採用する）。

図表 1 高齢者世帯の所得の構成比

			総収入 (千円)	雇用者所 得(%) a	公的年金・ 恩給(%) b	a+b(%)	a/b
国民生活 基礎調査		60～69歳	526.1	60.5	26.1	86.6	2.32
		70～79歳	403.8	30.5	52.1	82.6	0.59
		80歳～	397.7	30.4	51.1	81.5	0.59
家計調査	二人以上 世帯	65～69歳	393.7	63.6	33.8	97.4	1.88
		70歳～	399.6	53.7	43.4	97.1	1.24
全国消費 実態調査	片働き	60 - 69	343.2	71.8	23.2	95.0	3.10
		70 以上	343.2	53.2	42.3	95.5	1.26
	共働き	60 - 69	402.9	79.6	15.2	94.8	5.24
		70 以上	350.8	53.6	38.5	92.0	1.39
年金制度 基礎調査	夫婦厚生・ 共済あり	65～69歳	453.8	40.5	59.5	100.0	0.68
		70～74歳	435.0	30.7	69.3	100.0	0.44
		75歳～	392.1	18.7	81.3	100.0	0.23
	夫婦厚生・ 共済なし	65～69歳	314.7	61.2	38.8	100.0	1.58
		70～74歳	337.1	63.0	37.0	100.0	1.70
		75歳～	235.0	46.1	53.9	100.0	0.86
全国消費 実態調査	单身男性	60～69歳	300.2	76.9	20.2	97.0	3.81
		70歳～	333.2	40.1	58.4	98.5	0.69
	单身女性	60～69歳	195.5	64.8	28.1	92.9	2.31
		70歳～	257.2	52.1	44.5	96.7	1.17
年金制度 基礎調査	单身男性 厚生・共済 あり	65～69歳	259.6	22.4	77.6	100.0	0.29
		70～74歳	237.0	12.4	87.6	100.0	0.14
		75歳～	265.1	9.2	90.8	100.0	0.10
	单身男性 厚生・共済 なし	65～69歳	160.0	43.9	56.1	100.0	0.78
		70～74歳	96.7	30.8	69.2	100.0	0.45
		75歳～	182.7	8.3	91.7	100.0	0.09
	单身女性 厚生・共済 あり	65～69歳	199.2	20.3	79.7	100.0	0.25
		70～74歳	186.1	10.9	89.1	100.0	0.12
		75歳～	175.7	5.2	94.8	100.0	0.06
	单身女性 厚生・共済 なし	65～69歳	128.2	22.5	77.5	100.0	0.29
70～74歳		113.4	16.4	83.6	100.0	0.20	
		75歳～	82.0	9.3	90.7	100.0	0.10

出所 「年金制度基礎調査」(厚生労働省) 2011年版、「国民生活基礎調査」(厚生労働省) 2010年版、「家計調査」(総務省) 2010年版、「全国消費実態調査」(総務省) 2009年版

注 1) 国民生活基礎調査の世帯は二人以上世帯と単身世帯の合算値であり、総所得からは企業年金・個人年金分を引いてある。なお、年金制度基礎調査 2011年版は、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県の全域を調査対象としていない。

注 2) 国民生活基礎調査の総所得とは、家計調査や全国消費実態調査の実収入にあたる。

収支差がマイナスであれば赤字、プラスであれば黒字となる。非消費支出の計算で必要となるのは、所得税、地方税、社会保険料等である。特に高齢者の場合、

課税対象 = 公的年金等に係る雑所得の金額 + その他の所得 - 各種所得控除
である。公的年金等に係る雑所得の金額は、

公的年金等に係る雑所得の金額 = 公的年金等の収入金額の合計額 × 割合 - 控除額
で算出され、割合および控除額は公的年金等の収入金額の合計額によって決まっている²⁾。

²⁾ 詳細は <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1600.htm> 参照 (アクセス 2013年2月21日)

把握が難しいのは雇用者所得³等の“その他の所得”である。年金受給者の家計の内訳を示す統計データには、厚労省の「国民生活基礎調査（以下、基礎調査）」、総務省の「家計調査」と「全国消費実態調査（全消）」がある。本稿の分析に必要なのが、1)所得の内訳、2)75歳以上（65～69歳、70～74歳）という年齢区分、3)夫婦および単身者という区分、4)現役時代の職種（厚生年金をはじめとした被用者年金の受給者か国民年金のみの受給者か）が必要であるが、いずれの調査も4が欠落し（このことが総所得に占める公的年金・恩給の比率を引き下げている）、さらに、基礎調査と家計調査では3が欠落して、2の年齢区分も荒くなる（この要因はサンプルの大きさである）。

これらの問題点を解消するデータは、平成8年から厚労省が実施する「年金制度基礎調査」である。このデータは、調査時点における年金受給者に対して調査用を配しているため、無年金者はサンプルに入っていない。ただし、問題点は年金以外の所得を一括計上して内訳が分からないことである。この場合、個人年金等⁴の一部の収入は雇用所得の方に含めるしか方法がなく、税額で若干の誤差が生ずる（調査対象が年によって老齢年金受給者、障害年金受給者、遺族年金受給者と変更しているので時系列的にデータを見るができないという欠点もある）。

以上の観点からデータを整理したのが図表1である。注目すべきは二重罫線の上側（二人以上世帯、または夫婦世帯）と下側（単身世帯）の年金制度基礎調査の行である。bの公的年金・恩給の列は実績値であり、雇用者所得の列は試算値となっている。a+bの列を見ると、基礎調査では10%以上雇用者所得や年金以外の収入があることになる。これは、舟岡（2001）が“国民生活基礎調査においては所得票が福祉事務所経由で調査されることもあって、高齢者単独世帯を多く含む高齢者低所得世帯の回収率は良好で、結果として低所得世帯は所得分布に過大なウェイトを持つこととなる”と指摘しているように、基礎調査特有のバイアスである可能性が高い。その証左として、家計調査や全消では、概ね総収入を雇用者所得プラス公的年金・恩給と見なしても良いようである。また、年金制度基礎調査で分かるのは、就労する年金受給者の総収入と年金収入であるから、総収入マイナス年金収入を雇用者所得と見なした。よって、以下では、この年金制度基礎調査に基づき、

$$\text{総収入} = \text{雇用者所得} + \text{公的年金・恩給}$$

であると仮定して論を進める（サンプル数の関係か、残念ながら年金制度基礎調査では、就労していない年金受給者の収入の内訳は、年齢階級別では不明である）。

(2) 厚生年金受給額および家計収入の試算方法

年金受給額の試算プログラムに関しては2009年2月の財政検証プログラムを用いるが、試算の仮定は2011年6月「社会保障に係る費用の将来試算」をベースとし、賃金センサスの結果を伸ばして賃金（実質賃金上昇率年1%）の系列を求め（1971年の20

³ 雇用者所得は就労による収入の意味で使われる（税引き前所得）。

⁴ 企業年金の厚生年金基、適格退職年金、確定給付企業年金、確定拠出年金企業型は公的年金と合算して課税される。また、個人年金の場合、生命保険会社で掛ける「保険型」個人年金と、銀行や信託銀行で掛ける「貯蓄型」個人年金があり、前者は雑所得として公的年金と合算可能であるが、後者は利子所得として課税される。

～24歳コーホートが1976年20～24歳コーホートになるように)、最終的には5年毎に年金支給額を計算する。もちろん、支給開始年齢の引き上げスケジュールを反映する。ちなみに試算開始の2010年には定額部分は男性で62歳、女性で60歳、報酬比例部分は男性で60歳、女性で60歳ということになっている。試算の手順は、基本的に厚生労働省(2010)が示す財政検証の方法に依存するが、異なる部分は以下の通りである。

- ① 基本となる人口推計を国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位を用いる。また、2012年4月試算と同様に、経済的仮定には内閣府「経済財政の中長期試算(平成24年1月)」の慎重シナリオを使用している
- ② 厚生年金については、賃金センサスの「きまって支給する現金給与額」、「年間賞与その他特別給与額」を時系列で追い、1999年分までは賃金の再評価を実施して賃金プロファイルを描く(5歳階級データなので、階級間は線型補間)。厚生年金の給付算定式は平成15年3月と平成15年4月からでは総報酬制を導入した関係で給付乗率が異なるため、期間に分けて、平均標準報酬月額と平均標準報酬額を計算し、年金の裁定を実施する。厚生年金の給付算定式は、
$$\begin{aligned} & \text{平成15年3月までの平均標準報酬月額} \times 7.5 / 1,000 \times \text{加入期間} \\ + & \text{平成15年4月からの平均標準報酬額} \times 5.769 / 1,000 \times \text{加入期間} \times 1.031^5 \times 0.985^6 \end{aligned}$$
であるから、期間に分けて、平均標準報酬月額と平均標準報酬額を計算し、年金の裁定を実施する。なお、将来の賃金に関しては経済的仮定として、厚労省の医療・介護費用の試算と同じ内閣府の2012年1月の「経済財政の中長期試算」を用いる。
- ③ 厚生年金保険の加入期間は437ヶ月(2010年、男性平均)と308ヶ月(2010年、女性平均)とする。実際には、70歳を越えても在職老齢年金が生じており、かつ、高齢者雇用の法整備(2013年4月から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され施行)によってその機会は増えている。在職老齢年金が終了すると退職時改定が行われる。退職時改定とは、在職時に法律で定めた年齢に達するとその時点でいったん年金額を裁定し、退職後に改めて年金額を裁定し直すことをいう。本稿では、上述の平均加入期間には退職時改定の効果が含まれたものと仮定する。
- ④ 報酬比例部分の計算は、在職中に支給された給料と、平成15年4月移行に支給されたボーナスとの合計額を使って算出する。もちろん、2023年までマクロ経済スラ

⁵ 1.031は平成6年から平成10年までの物価変動率。

⁶ 平成11年から平成13年の3年については特例によりマイナスの物価スライドは実施されないこととなった(H11は-0.3%、H12は-0.7%、H13は-0.7% → 合計-1.7%)。平成14年からの-1.2%分は反映される。1.000・0.012=0.988(H15は-0.9%、H16は-0.3%)

イドを実施する。

図表2 年金制度基礎調査の実績値と試算値の比較表（2010年、金額の単位は千円）

	年金受給額			総所得			医療費(月額)		介護費(月額)		
	年金制度基 礎調査(a)	本試算 (b)	b/a	年金制度基 礎調査(c)	本試算 (d)	c/d	保険料	自己負担	保険料	自己負担	
夫婦厚生・ 共済あり	65-69歳	270	269	1.00	454	454	1.00	16,725	10,071	9,360	0
	70-74歳	302	300	0.99	435	435	1.00	15,705	10,631	9,360	0
	75歳～	319	312	0.98	392	392	1.00	25,152	11,750	9,360	0
夫婦厚生・ 共済なし	65-69歳	122	113	0.92	315	315	1.00	--	--	--	--
	70-74歳	125	115	0.92	337	337	1.00	--	--	--	--
	75歳～	127	108	0.85	235	235	1.00	--	--	--	--
単身男性 厚生・共済 あり	65-69歳	201	200	0.99	260	260	1.00	10,630	5,036	5,200	0
	70-74歳	208	205	0.99	237	237	1.00	8,726	5,315	5,200	0
	75歳～	241	239	0.99	265	265	1.00	23,231	5,875	5,200	0
単身男性 厚生・共済 なし	65-69歳	90	59	0.66	160	160	1.00	--	--	--	--
	70-74歳	67	61	0.92	97	97	1.00	--	--	--	--
	75歳～	167	60	0.36	183	183	1.00	--	--	--	--
単身女性 厚生・共済 あり	65-69歳	159	158	1.00	199	199	1.00	3,157	5,036	5,200	0
	70-74歳	166	164	0.99	186	186	1.00	3,603	5,315	5,200	0
	75歳～	167	163	0.98	176	176	1.00	4,918	5,875	5,200	0
単身女性 厚生・共済 なし	65-69歳	99	54	0.54	128	128	1.00	--	--	--	--
	70-74歳	95	54	0.57	113	113	1.00	--	--	--	--
	75歳～	74	49	0.65	82	82	1.00	--	--	--	--

出所) 筆者推計

注) 介護保険料が夫婦世帯で単身世帯の倍にならないのは、減免措置のためである。

図表2に、2010年の年金制度基礎調査の実績値と本稿の試算値を挙げた。“厚生・共済あり”、すなわち正規雇用経験者については実績値を追うが、参考掲示した“厚生・共済なし”（自営業者や非正規雇用者）に関しては大きく乖離する。これは、正規雇用経験者は賃金センサス等の種々の統計の平均値で説明できるが、非正規雇用者に関しては説明力が弱いことを示す（“厚生・共済なし”；非正規雇用者については、今後の課題である）。以下では正規雇用経験者のみ、分析の対象にする。

(3) 非消費支出・消費支出の試算方法

本稿での非消費支出は、健康保険（国保保険料、後期高齢者医療保険料）と介護保険の保険料、地方税のうち都道府県民税、市区町村税、そして所得税である。年金受給者の課税は個人ベースで実施される。すなわち、夫婦の場合は夫と妻で個別に計算する必要がある（ただし、配偶者控除や妻の所得によっては配偶者特別控除がある）。やや先取りになるが、本試算の平均値の水準では保険料及び税（住民税）に関しての地域的影響はほとんどない。よって、任意の自治体の保険料・税の設定を利用している。

健康保険の保険料であるが、65～74歳以下に掛かる国保の保険料⁷、所得割（世帯の所得に応じて計算）、資産割（世帯の資産に応じて計算）、均等割（世帯の加入者数に応じて計算）、平等割（一世帯当たりの額）という4つの項目からなるが（4つを使うのを4方式、資産割を除いたものを3方式、資産割、平等割を除いたものを2方式と呼び、

⁷ 現実には国保税として徴収されるケースが多いが、本稿では便宜上保険料と称する。被保険者の年齢が74歳以下の場合、基礎分（医療給付分）に加えて後期高齢者支援金分を国保保険料として支払う。また、65歳以下の場合、上記二つに加えて介護分を支払うことになる。

採用する市町村は2010年度で4方式が71.4%、3方式が24.6%、2方式が3.0%である)、その組み合わせは保険者(市町村)によって異なり、また、金額の設定も異なる。2010年の一人当たりの全国平均の値は、所得割部分が55,275円、資産割部分が3,095円、均等割部分が30,396円、平等割部分が12,849円であるが、平均の調定額は81,021円である。試算上は応能(所得割と資産割)の全国平均の率と応益(均等割と平等割)の全国平均の金額に分け、2010年の値は7.9%、43,246円とする(国保の保険料の計算に当たっての減免率とその所得基準に関しては、全国でほぼ統一されている)⁸。

したがって、応能割部分の2010年の値は、

$$\text{応能割部分} = \text{賦課基準額} \times 7.9\%$$

である。ただし、賦課基準額 = 公的年金等に係る雑所得 + 雇用者所得 - 給与所得控除 - 33万円である(いわゆる、旧ただし書き方式による所得)。また、2025年までの保険料の上昇は、すべて応能部分の上昇で吸収させることとし⁹、その値の変化は厚労省の「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)」のp8の国民健康保険の保険料の段を2010→2015、2015→2020とように変化率に直して利用する(後期高齢者医療制度や介護保険についても同様)。そして、現行の賦課限度額は77万円(基礎51万円、後期高齢者支援分14万円、介護保険分12万円)で、2025年度まで変わらないものとする。

一方、後期高齢者医療制度の保険料であるが、これも国保の保険料と同様に所得割率の全国平均値7.88%を推移させ、均等割額43,550円は一定であるとした(後期高齢者医療制度の保険料の試算に当たっての減免率とその所得基準に関しては、全国でほぼ統一されている)¹⁰。

$$\text{所得割部分} = \text{賦課基準額(国保と同様)} \times 7.88\%$$

また、介護保険料の第5期分;2012-14年の基準額の全国平均値は月額4,160円であるが、本人の所得状況や同じ世帯の者の市町村民税課税状況に応じてその基準額が減額、または一定倍(最大で2倍)される。例えば、東京都小平市の例だと、本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の者は基準額の1.25倍になる。また、千葉県の子孫市であれば、本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の者が1.25倍となる。このように、全国で基準所得の段階で若干の差が生じているが、ここでは我孫子の設定を利用する。

次に、所得税および住民税である。各種控除のうち、基礎控除(所得税分38万円、住民税分33万円)の他に、夫婦の場合は妻の所得に応じて配偶者控除(所得税分38万

⁸ 以上の数値は、国民健康保険事業年報平成22年度版付属資料の事業概況(h22年報_事業概況.xls)の表29都道府県別1人当たり保険料(税)算定状況(市町村国保)の全国平均の値を利用した。
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001050267&requestSender=search なお、減免の詳細な方法については、例えば大阪市のページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000008171.html>に詳しい。(アクセス 2013年2月13日)

⁹ 世帯規模が縮小傾向にあることを鑑み、このような仮定を置いた。詳しくは、

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/useful/u36.htm>を参照のこと。(アクセス 2013年2月13日)

¹⁰ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000026ror.html> なお、減免の詳細な方法については、例えば和歌山県後期高齢者医療広域連合のページ

http://kouiki-wakayama.jp/p_seido/p_seido_keigen.htmlに詳しい(アクセス 2013年2月13日)。

円、70歳以上は48万円、住民税分33万円、70歳以上は38万円)または配偶者特別控除がある。医療費の控除は、“実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補てんされる金額－10万円”であるが、その年の総所得金額等が200万円未満の者は、総所得金額等5%の金額である(後述)。また、生命保険控除は旧制度の最高額50,000円(一世帯当たり)、地震保険等の損害保険料控除も10,000円と設定した。

本稿において考慮される地方税は、住民税(都道府県民税と市町村税で、預貯金の利子等に課税される利子割等は考慮せず、また、消費税は、国税の普通税として一括に処理する)である。繰越控除は考慮せず、住民税は所得割部分と均等割部分に分けられる¹¹。計算式は、

$$\text{所得割額} = \text{課税総所得金額 (課税対象額と同じ)} \times \text{税率}$$

であり、市区町村民税分の税率は6%、都道府県民税の税率は4%、そして、市区町村民税の均等割部分は3,000円、都道府県民税の均等割部分は1,000円である(2014年度から2023年度までの間、震災復興のため均等割額は市区町村税:3,500円、都道府県民税:1,500円となる)。また、所得税は速算表¹²を使って求めた(復興税も織込んでいる)。

最後に消費支出の試算方法についてであるが、これは年金額の試算で用いた経済的仮定を用いて2025年まで伸ばしていく。医療費の自己負担分に関しては、70～74歳が本来の2割を負担させている(現在は凍結中で、2013年4月に凍結が解除される予定である)。基本的に現在の消費の水準を変えないで、物価のみが変動した場合を想定している。ただし後述すると述べた医療の自己負担部分(消費支出として仕分けられる部分)は以下のようにした。

本試算で前提としている“就労する年金受給者”という仮定は、重度な疾患を持っている場合や要介護状態にある場合などは想定しにくい。いわば、健康だから就労可能なのであり、要介護状態になったら就労は継続出来ない。そのため、性別・年齢階級別・1人当たり医療費を、就労している年金受給者に当てはめても、その数値は不健康なものも含めた平均値なので過大になる。例えば、全消(勤労者世帯)の2009年の单身男性60～69歳では、保険医療サービスの支出が月3,357円(男女差も無く、年齢による差もほとんど無い)だが、国民医療費の2010年の自己負担額の値は4倍強の月14,860円である。全消の支出額から推察するに、医療の自己負担分は年に3～4万円程度(夫婦で8万円程度)となる(就労しているという点で要介護状態にはないので、介護の自己負担は無いものとする)。

また、要介護状態になった場合は、在宅介護が可能な要介護度2程度を想定する。方法は、厚労省の『介護給付費実態調査』の平成22年版の5月分のデータを利用し(季節調整がほぼ必要ない)、年齢階級別・要支援別費用、年齢階級別・要介護別費用を、年齢階級別・要支援別サービス受給者、年齢階級別・要介護別サービス受給者で除して年齢階級別一人当たり介護自己負担を求めた。2010年の値は、1ヶ月当たりで65～69歳10,880円、70～74歳11,470円、75歳以上14,110円¹³であり、2015年以降は経済的仮

¹¹ http://www.city.himeji.lg.jp/s10/2212265/_1709/_8644.html#2-1

¹² <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm> (アクセス2013年3月13日)

¹³ 限度額まで利用する世帯はほとんど無く、要介護度2(限度額19万8千円)でもおよそ半分の10万円程度しか利用していない(自己負担は1割)。

定でこれを伸ばしていく。さらに、要介護状態になれば、医療費も平均的には掛かると考えられるので、国民医療費から年齢階級別・一人当たり平均医療費を用いて自己負担分を試算する。

また、家計を夫婦世帯、単身男性世帯、単身女性世帯、遺族世帯（女性）と規定したのは、以下の理由がある。国立社会保障・人口問題研究所社会保障の日本の世帯数の将来推計(全国推計) [2013(平成 25)年 1 月推計] によれば、

1 「単独」「夫婦のみ」「ひとり親と子」の割合が増加

2010～35 年の間に「単独」世帯は 32.4%→37.2%、「夫婦のみ」は 19.8%→21.2%、「ひとり親と子」は 8.7%→11.4%と割合が上昇する。平均世帯人員の減少は、より単純で小規模な世帯の増加がもたらしている。一方で、かつて 40%以上を占めた「夫婦と子」は 27.9%→23.3%に、「その他」は 11.1%→6.9%と低下する。

2 世帯主の高齢化が進み、65 歳以上の高齢世帯が増加する

2010～35 年の間に世帯主が 65 歳以上である世帯は 1,620 万世帯→2,021 万世帯に、75 歳以上である世帯は 731 万世帯→1,174 万世帯に増加する。全世帯主に占める 65 歳以上世帯主の割合は 31.2%→40.8%に増加する。また 65 歳以上世帯主に占める 75 歳以上世帯主の割合も 45.1%→58.1%と増加し、高齢世帯の高齢化も一層進展する。

3 高齢世帯で増加が著しいのは「単独」と「ひとり親と子」

世帯主が 65 歳以上の世帯のうち、2010～35 年の間に最も増加率が高い類型は「単独」世帯の 1.53 倍（498 万世帯→762 万世帯）。次いで「ひとり親と子」で 1.52 倍（133 万世帯→201 万世帯）。世帯主が 75 歳以上の世帯のうち、2010～35 年の間に最も増加率が高い類型は「ひとり親と子」の 1.97 倍で、67 万世帯→131 万世帯。次いで「単独」で 1.73 倍（269 万世帯→466 万世帯）となる。

この結果からも、本研究のように高齢夫婦世帯、高齢単身世帯に重点を置いて分析するという手法に、それほど問題が無いと言えよう（ひとり親と子世帯については今後の課題である）。

4. 試算結果とシミュレーション

基本ケースの結果は図表 3 にある。図表 3 の(a-b)/a（可処分所得マイナス消費支出÷可処分所得の値）の値は、消費支出に比した可処分所得の相対的な大きさを示すもので、この値が大きいほど、当該家計は十分な可処分所得を得ていることになる。傾向として年金裁定の給付乗率は減じられるが、マクロ経済スライドが無くなる 2025 年には可処分所得が若干増える。一方、消費支出の水準は、ほぼ一定の値を取ることで、結局、(a-b)/a の値は低下していく。結果を見ると、夫婦世帯の方は 2025 年になっても(a-b)/a の値が二桁であるので、余裕を持った生活になるものと思われる。ただし、単身世帯は厳しい生活を強いられる。特に、単身女性の 75 歳以上は 2015 年からマイナス、遺族も 2025 年にはマイナスになる。

こうした高齢者家計に考えられる状態変化を加えてみよう。その変化の一つ目は医

療・介護保険料の増額改定、もう一つは失業および要介護状態に陥る場合である。

図表3 基本ケースの結果

	2010			2015			2020			2025			
	世帯可処分所得 a	消費支出 b	(a-b)/a	世帯可処分所得 a	消費支出 b	(a-b)/a	世帯可処分所得 a	消費支出 b	(a-b)/a	世帯可処分所得 a	消費支出 b	(a-b)/a	
夫婦	65-69歳	404,891	295,000	27%	431,405	303,606	30%	423,632	297,102	30%	393,721	297,977	24%
	70-74歳	393,721	283,000	28%	367,758	291,256	21%	346,682	285,016	18%	348,151	285,856	18%
	75歳以上	336,901	271,016	20%	317,717	278,923	12%	307,408	272,947	11%	300,224	273,752	9%
単身男性	65-69歳	226,015	177,300	22%	212,634	182,473	14%	207,701	178,563	14%	207,631	179,089	14%
	70-74歳	212,026	173,700	18%	200,485	178,768	11%	188,104	174,938	7%	187,905	175,453	7%
	75歳以上	219,459	186,750	15%	198,304	192,198	3%	193,150	188,080	3%	193,006	188,635	2%
単身女性	65-69歳	184,630	157,500	15%	169,907	162,095	5%	168,094	158,622	6%	169,427	159,090	6%
	70-74歳	172,679	152,775	12%	159,914	157,232	2%	153,111	153,863	0%	154,899	154,317	0%
	75歳以上	158,326	149,720	5%	153,544	154,087	0%	149,742	150,786	-1%	138,743	151,231	-9%
遺族	70-74歳	172,522	145,078	16%	160,852	149,311	7%	151,050	146,112	3%	151,410	146,542	3%
	75歳以上	157,355	142,234	10%	146,824	146,383	0%	137,018	130,224	5%	137,159	143,669	-5%

出所) 筆者計算

(1) 医療・介護保険料の家計に対するインパクト

仮に、医療・介護の保険料が共に10%、50%、75%（低所得者を配慮し、国保と後期高齢者医療に関しては応能分だけ増加、算定方法上、介護については全体分を増加）増加させると家計の状況はどうか？保険料が上昇すれば可処分所得が減り、消費支出も減らす必要がある。可処分所得と消費支出の比率を保険料の増加前と増加後で同じ水準に保つとして、消費支出をどのくらい減じる必要があるかを見たのが図表4である。

図表4 医療・介護保険料を引き上げた場合の消費支出の減少分（円）

	10%増し				50%増し				75%増し				
	2010	2015	2020	2025	2010	2015	2020	2025	2010	2015	2020	2025	
夫婦	65-69歳	1,333	1,448	1,622	1,324	6,682	7,227	8,114	6,624	10,029	10,847	12,171	9,936
	70-74歳	1,257	1,435	1,629	1,862	6,291	7,210	8,154	9,295	9,437	10,812	12,228	13,950
	75歳以上	2,101	2,190	2,450	2,813	10,506	11,025	12,581	14,557	15,748	16,739	18,945	21,911
単身男	65-69歳	920	791	900	1,030	4,586	3,974	4,500	5,187	6,873	5,961	6,750	7,781
	70-74歳	792	873	952	1,112	3,942	4,345	4,778	5,497	5,912	6,509	7,163	8,242
	75歳以上	1,805	1,892	2,052	2,271	9,024	9,506	10,269	11,393	13,536	14,256	15,407	17,086
単身女	65-69歳	586	672	830	960	2,992	3,478	4,150	4,894	4,538	5,256	6,226	7,352
	70-74歳	1,388	740	848	1,016	3,811	3,706	4,317	5,080	5,320	5,551	6,543	7,723
	75歳+	1,290	934	790	1,024	4,221	4,647	3,956	5,118	6,141	6,962	5,926	7,677
遺族	70-74歳	665	738	835	991	3,323	3,688	4,177	4,954	4,984	5,532	6,265	7,431
	75歳以上	856	962	1,027	1,312	4,281	4,811	5,137	6,562	6,422	7,216	7,705	9,843
夫婦	65-69歳	0.45%	0.48%	0.55%	0.44%	2.27%	2.38%	2.73%	2.22%	3.40%	3.57%	4.10%	3.33%
	70-74歳	0.44%	0.49%	0.57%	0.65%	2.22%	2.48%	2.86%	3.25%	3.33%	3.71%	4.29%	4.88%
	75歳以上	0.78%	0.79%	0.90%	1.03%	3.88%	3.95%	4.61%	5.32%	5.81%	6.00%	6.94%	8.00%
単身男	65-69歳	0.52%	0.43%	0.50%	0.58%	2.59%	2.18%	2.52%	2.90%	3.88%	3.27%	3.78%	4.34%
	70-74歳	0.46%	0.49%	0.54%	0.63%	2.27%	2.43%	2.73%	3.13%	3.40%	3.64%	4.09%	4.70%
	75歳以上	0.97%	0.98%	1.09%	1.20%	4.83%	4.95%	5.46%	6.04%	7.25%	7.42%	8.19%	9.06%
単身女	65-69歳	0.37%	0.41%	0.52%	0.60%	1.90%	2.15%	2.62%	3.08%	2.88%	3.24%	3.92%	4.62%
	70-74歳	0.91%	0.47%	0.55%	0.66%	2.49%	2.36%	2.81%	3.29%	3.48%	3.53%	4.25%	5.00%
	75歳以上	0.86%	0.61%	0.52%	0.68%	2.82%	3.02%	2.62%	3.38%	4.10%	4.52%	3.93%	5.08%
遺族	70-74歳	0.46%	0.49%	0.57%	0.68%	2.29%	2.47%	2.86%	3.38%	3.44%	3.71%	4.29%	5.07%
	75歳以上	0.60%	0.66%	0.79%	0.91%	3.01%	3.29%	3.94%	4.57%	4.51%	4.93%	5.92%	6.85%

出所) 筆者計算

注) 二重線より上段は図表3からの減少金額、下段は図表3からの減少比率

すなわち、

増加前の可処分所得：増加前の消費支出＝増加後の可処分所得：増加後の消費支出
という関係を示す式を解いて増加後の消費支出を求めている。したがって、この比率は、そのまま可処分所得の減少率と同義である。二重線より上段が消費支出の減少額、下段が増加前の消費支出に対する増加後の比率である。応能負担分の10%の増加は、消費支出を高々1%削減する必要が生じるのみで、十分に容認可能である。また、50%にしても65～74歳には最大3%強、75歳以上には6%弱の削減の必要で済む。75%増額の方は、単身世帯や遺族世帯に配慮しないと相当に問題がある一方、夫婦世帯の方はもともと(a-b)/aに余裕があるので、この程度の増加であれば十分に吸収できる。

(2) 世帯に状態変化が現れた場合の家計への影響

次に失業（または引退）した場合を考えよう。雇用者所得を喪失する影響は、夫婦世帯が最も大きい¹⁴。夫婦共に失業した場合、減少すべき消費支出分は失業前比で30%を越える。年齢別で見れば、65～69歳で失業した場合の減少分が大きい（図表1に示した雇用者所得への依存度の実績値の影響）。また、妻より夫が失業した場合の方が家計への影響は大きい¹⁵。今後、年金の減額に応じて雇用者所得への依存度が高まれば、失業の家計への影響は益々大きくなる¹⁶。

失業した場合には、消費パターンを変更する必要がある。全消の2009年の結果¹⁷であるが、夫が60歳以上の世帯になると、その他の消費支出が多いことが分かる（消費支出の27.1%）。その他の消費支出の内訳は、諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金であり、ある程度の節約が可能な費目でもある。また、被服や教養娯楽等、節約可能な部分もあると考えられ、問題は少ない可能性がある。

深刻なのは単身世帯である。女性の方が元々の所得水準は低いので、失業による雇用者所得の喪失から受ける影響は小さいが、男性の方は20%以上の消費の削減が必要となる。問題は、夫婦世帯の場合よりも節約できる支出の余裕が小さく、かつ節減する消費費目が少ないと考えられることである。特に、周囲との“縁”を繋ぐ交際費等の費目は重要である。その意味で、単身世帯に関しては貯蓄等の資産の有無の方が重要になってくるだろう。

¹⁴ 基本ケースでは共働きを想定した。これは、妻の年金水準と雇用者所得を考慮した場合、ほぼ、妻の収入は無税（世帯に掛かる税、保険料を除く）であるため、妻の収入は、即、所得の増加につながるからである。これは、夫が失業（引退）していても変わらない。

¹⁵ 今までは、夫の失業（引退）という事態は60～64歳の間で起こっていたが、今後、65歳時点周辺で起こる事態であると考え、このように設定している（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）。少なくとも、就労する年金受給者は雇用者所得を失うというショックを一度は経験することになる。

¹⁶ 夫婦・単身を問わず、平均的な世帯では在職老齢年金の設定である、賃金（ボーナス込み月収）と厚生年金（報酬比例部分）の合計額が47万円を上回ることはない。

¹⁷ <http://www.stat.go.jp/data/zensho/2009/hutari/yoyaku.htm>（アクセス2013年3月13日）。

図表5 失業した場合の消費支出の減少分（円）

	夫婦、単身失業				妻のみ失業				
	2010	2015	2020	2025	2010	2015	2020	2025	
夫婦	65-69歳	128,761	123,696	121,544	100,490	46,199	55,388	56,526	40,049
	70-74歳	95,439	99,934	90,672	91,351	38,036	40,337	42,384	44,830
	75歳以上	72,446	81,550	83,048	87,072	31,839	35,369	37,184	39,483
単身男	65-69歳	46,063	52,007	52,076	53,576	15.66%	18.24%	19.03%	13.44%
	70-74歳	32,138	33,418	32,491	33,944	13.44%	13.85%	14.87%	15.68%
	75歳以上	35,619	36,900	36,450	38,554	11.75%	12.68%	13.62%	14.42%
単身女	65-69歳	39,631	41,422	41,890	43,429				
	70-74歳	24,620	25,898	26,587	28,028				
	75歳+	18,015	19,488	22,454	23,873				
遺族	70-74歳	23,576	24,754	25,236	26,641				
	75歳以上	17,922	19,098	18,432	21,807				
					夫のみ失業				
	2010	2015	2020	2025	2010	2015	2020	2025	
夫婦	65-69歳	43.65%	40.74%	40.91%	33.72%	89,972	74,312	72,687	68,131
	70-74歳	33.72%	34.31%	31.81%	31.96%	64,706	68,624	59,345	59,384
	75歳以上	26.73%	29.24%	30.43%	31.81%	54,914	62,920	64,809	69,500
単身男	65-69歳	25.98%	28.50%	29.16%	29.92%	30.50%	24.48%	24.47%	22.86%
	70-74歳	18.50%	18.69%	18.57%	19.35%	22.86%	23.56%	20.82%	20.77%
	75歳以上	19.07%	19.20%	19.38%	20.44%	20.26%	22.56%	23.74%	25.39%
単身女	65-69歳	25.16%	25.55%	26.41%	27.30%				
	70-74歳	16.12%	16.47%	17.28%	18.16%				
	75歳以上	12.03%	12.65%	14.89%	15.79%				
遺族	70-74歳	16.25%	16.58%	17.27%	18.18%				
	75歳以上	12.60%	13.05%	14.15%	15.18%				

出所) 筆者計算

注) 二重線より上段は金額、下段は図表3からの減少比率

次に、失業状態（引退）に要介護状態が加わった場合を考える。影響の大きさだけなら失業の方が、削減すべき消費支出は大きい。ただし、特別な場合を除いて要介護状態は基本的に失業を伴い、かつ、介護サービスの自己負担分が消費支出に加わるので家計への影響は大きくなる。想定される事態はいくつかあるが、要介護状態になるのは80歳以上である蓋然性が高い（介護給付費実態調査）。すなわち、図表6の太字で示した年齢階級で要介護状態になる。そうすると、妻は要介護だが夫は就労しているというパターンが、要介護という最悪のケースの中でのベストとなる（喪失される消費支出は20%程度）。

しかし、高齢になって介護しながら就労することが本当に可能であろうか？実際には介護失業になって、図表6の右端の欄のように夫も失業（引退）になる可能性が高いのではないだろうか（その場合、35%弱の消費支出の抑制が必要）。2010年の国勢調査に基づく第21回完全生命表によると、男性の80歳時の平均余命は8.42年（女性は11.46年）である。2025年度の4月1日に夫が80歳で要介護になった場合、生命表から8.42年の介護期間が想定される（状態によっては、これより短いかもしれないし、長いかもしれない）。そうすると、2025年に夫が要介護状態、妻が失業（引退）した場合でも従前の生活を維持しようとすれば、平均的には

$$8.42 \text{ 年} \times 11,216 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \approx 1,023 \text{ 万円}$$

の預貯金が必要となる。また、妻が要介護状態、夫が失業（引退）した場合、

$$(8.42 \text{ 年} \times 10,105 \text{ 円} + 3.04 \text{ 年} \times 28,031 \text{ 円}) \times 12 \text{ ヶ月} \approx 1,114 \text{ 万円}$$

の預貯金が必要となる（夫に先立たれ、遺族として3.04年過ごすという設定）。もちろん

ん、従前の消費を節約すれば、これほどの資産は必要ないことは言うまでも無いが、ある程度の資産は必要であるとも言えよう。この結果は、単身世帯にも、ほぼそのまま当てはまる（要介護になると30%以上、消費支出を抑制する必要がある）。単身世帯の方が消費支出の節約分に限られるので、あとは資産に頼るしか無いことになる。80歳で要介護状態になったとして、従前生活を維持するには男女とも530万円程度の預貯金は必要となる。

図表6 要介護状態になった場合の消費支出の減少分（円）

	夫婦、単身失業（要介護状態）				妻のみ要介護、夫就労				妻のみ要介護、夫介護失業			
	2010	2015	2020	2025	2010	2015	2020	2025	2010	2015	2020	2025
夫婦												
65-69歳	154,290	149,457	148,758	121,103	58,077	67,346	69,118	50,314	140,639	135,654	134,136	110,755
70-74歳	115,016	122,573	114,982	116,177	47,785	51,326	54,152	56,840	105,188	110,923	102,440	103,361
75歳以上	93,379	106,022	108,778	114,249	42,201	47,127	49,532	52,516	82,807	93,309	95,397	100,105
単身男												
65-69歳	58,605	67,480	68,861	71,296	19.69%	22.18%	23.26%	16.89%	47.67%	44.68%	45.15%	37.17%
70-74歳	42,425	44,806	45,501	47,429	16.89%	17.62%	19.00%	19.88%	37.17%	38.08%	35.94%	36.16%
75歳以上	45,665	48,814	49,656	52,191	15.57%	16.90%	18.15%	19.18%	30.55%	33.45%	34.95%	36.57%
単身女												
65-69歳	53,169	57,632	58,833	60,935								
70-74歳	35,846	39,378	40,971	42,600								
75歳+	29,722	32,704	36,459	39,453								
遺族												
70-74歳	30,983	32,931	33,756	35,166								
75歳以上	23,293	25,022	24,079	28,031								
夫婦												
65-69歳	52.30%	49.23%	50.07%	40.64%	103,581	88,145	87,309	78,479	142,412	137,499	136,166	110,838
70-74歳	40.64%	42.08%	40.34%	40.64%	74,535	80,274	71,888	72,200	105,267	111,584	103,214	104,167
75歳以上	34.46%	38.01%	39.85%	41.73%	65,486	75,633	78,190	83,645	83,018	94,263	96,429	101,216
単身男												
65-69歳	33.05%	36.98%	38.56%	39.81%	35.11%	29.03%	29.39%	26.34%	48.28%	45.29%	45.83%	37.20%
70-74歳	24.42%	25.06%	26.01%	27.03%	26.34%	27.56%	25.22%	25.26%	37.20%	38.31%	36.21%	36.44%
75歳以上	24.45%	25.40%	26.40%	27.67%	24.16%	27.12%	28.65%	30.55%	30.63%	33.80%	35.33%	36.97%
単身女												
65-69歳	33.76%	35.55%	37.09%	38.30%								
70-74歳	23.46%	25.04%	26.63%	27.61%								
75歳以上	19.85%	21.22%	24.18%	26.09%								
遺族												
70-74歳	21.36%	22.06%	23.10%	24.00%								
75歳以上	16.38%	17.09%	18.49%	19.51%								

出所) 筆者計算

注) 二重線より上段は金額、下段は図表3からの減少比率

5. 終わりに

試算の結果、応能部分に関する限り、就労する年金受給者の医療・介護の保険料負担を現行水準よりも引き上げても、遺族年金受給者以外の平均的な年金受給者の生活にはほとんど支障を来さないことが分かった。今後は、年金の収入分布も勘案し、トータルでの医療・介護財政の観点からの分析を進める必要がある。

また、想定した家計の状態変化の方は影響が大きく、平均的な高齢者の家計の脆弱さが分かった。すなわち、失業（引退）し雇用者所得を失った場合、家計は消費支出を大きく引き下げる必要が生じ、かつ、要介護状態に至った場合には相当な生活上の困難が予想される。それでも、現在の高齢者、特に後期高齢者は金融資産等も豊かであるため、要介護状態になっても生計を維持できる可能性はある。

一方、より単身世帯は問題である。これまで、単身・高齢の女性については、その家計に問題があることが指摘されてきた。山田(2012)は、“低所得層でも勤労所得に頼る所得構造を生み出し、(中略)配偶者と死別し勤労所得を喪失した高齢単身女性に、貧困リスクが集中している”としている。しかし、本試算では単身高齢男性も、十分な資産が無ければ、雇用者所得の喪失による相当程度の高齢生活水準の引き下げの可能性があると

を示している。

もちろん、本試算において、資産に対する配慮が足りないという批判はあろう。しかし、1)各種統計データに信用できる資産の項目がないことや(鈴木 2008)、2)将来の高齢者には若年・壮年時に資産形成のタイミングが少なかったこと(金融広報中央委員会によると、30~50歳代でも30%程度の世帯が貯蓄ゼロとなっている;2012年の結果)を鑑み、今回はフローの所得のみを考察の対象とした。この点は、今後の課題でもある。

最後になったが、在宅介護について触れておきたい。要介護状態になると、基本的に就労することが出来ず、また、介護費用が掛かってくるので可処分所得は大きく減少する。これは、本稿で取り上げた夫婦世帯・単身世帯だけではなく、親と子世帯にも通ずる。親と子世帯の場合で親に十分な資産がない場合、子に掛かる負担は相当に大きくなる。子は、賦課方式的に親への介護費用を賄い、かつ自らの老後生計費を蓄積しなくてはならないという“二重の負担”を強いられる。だとすると、費用の点で安価である在宅介護が選好される可能性は確かに大きい。ただし、認知症に基づく行動障害などが生じている場合、子は大きな時間を親に割くことになり、場合によっては介護失業する可能性が生ずる。現状では、施設介護の入所に時間が掛かること、いわゆる有料施設は高価なことという理由から在宅化介護をせざるを得ない家計が存在するものと思われる。それでも、介護者が就労を継続できれば経済的に余裕が出来るだけで無く、介護者の社会との繋がりを維持し続けることが可能となる。在宅介護の成否は、介護者の就労継続に掛かっている可能性がある。

謝辞

計算に際しては早稲田大学大学院経済学研究科の劉闖氏のお世話になった。もちろん、本稿に残された誤りは筆者のみの責任である。また、本稿は筆者の個人的見解であり、所属する機関とは何ら関係が無いことをお断りしておく。

参考文献

- 有森美木、2007、「先進各国の公的年金制度と高齢低所得者対策」、『海外社会保障研究』No.158、pp.45-59、国立社会保障・人口問題研究所
- 金融広報中央委員会(2012)、『家計の金融行動に関する世論調査 平成24年』
- 厚生労働省、2010、『平成21年財政検証結果レポート―「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(詳細版)―』、厚生労働省年金局数理課
- 鈴木亘、2008、「社会保障関係の統計における課題」『統計改革への提言―「専門知と経験知の共有化」を目指して―』NIRA 研究報告書、pp.68-76、総合研究開発機構
- 高山憲之・有田富美子、1992a、「高齢夫婦世帯の所得・消費・資産」『経済研究』第43巻第2号、pp.158-178、一橋大学経済研究所
- 高山憲之・有田富美子、1992b、「高齢単身世帯の所得・消費・資産」『一橋論叢』、107(6)、pp.780-798、一橋大学

- 地域包括ケア研究会(2010)、『地域包括ケア研究会報告書』平成 21 年度老人保健健康増進等事業による研究報告書、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
- 舟岡史雄、2001、「日本の所得格差についての検討」、『経済研究』第 52 巻、pp.117 - 131、一橋大学経済研究所
- 山田篤裕、2012、「高齢期における所得格差と貧困 脆弱なセーフティネットと勤労所得への依存」、橘木俊詔（編著）『格差社会』、pp.147-164、ミネルヴァ書房
- 山本克也、2012、「実行可能性からみた最低保障年金制度」、『生活経済学研究』Vol.35、pp.1-16、生活経済学会
- Trowblidge, C.L., 1989, *Fundamental Concepts of Actuarial Science*, Illinois, Actuarial Education and Research Fund

平成 24 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障給付の人的側面と社会保障財政の在り方に関する研究」

分担研究報告書

介護・福祉における給付と家族の関係に関する分析

分担研究者 暮石 渉（国立社会保障・人口問題研究所 基礎理論研究部 第3室長）

研究要旨

本研究では、介護・福祉における給付と家族の関係を理論的に分析することを目的としている。このため、文献調査を行い、その結果を基に、公的な介護や福祉を補完する家族によるインフォーマルなサービスの供給と家族や世帯の構造との関係を理論的に分析し、それとの関連において公的な介護や福祉サービスの確保のための政策的なインプリケーションについて考察を行うこととした。

家族の経済学の文献からは、夫婦間の交渉力と将来にわたって契約が拘束されるかどうかことが重要であることが明らかになった。また、社会保障と公共財の文献からは、子どもや隣人に対する援助の予想によって将来に備えた自助の誘因が異なることが明らかになった。また、協力行動の文献からは、トリガー戦略をとることで協力行動が均衡となりうるということがわかった。交換モデルの文献からは、親の経済資源と子からの介護の関係が導出されるとともに、子が交渉力を持つ場合へのモデルの拡張の可能性が示唆されている。

本研究で調べた文献から示唆されることは、家族によるインフォーマルなサービスの供給を公共財の供給のひとつとしてモデル化し、政策的インプリケーションを導出することは、特に、地域包括ケアシステムを考える際に重要ということである。というのも、地域包括ケアシステムは、医療や介護、予防、生活支援を日常生活の場で一体的に提供しようとするものであり、高齢者の生活支援に家族や地域住民によるかかわりがこれまで以上に必要とされるからである。

A. 研究目的

本研究では、社会保障給付の人的側面に関する重要な課題の一つである介護・福祉におけるサービスの確保についての検討するため、介護や福祉のインフォーマルなサービス供給と家族の関係を理論的に明らかにすることを目的としている。

1. 家族の経済学

2. 社会保障と公共財

3. 実証分析

4. 交換モデル

（倫理面への配慮） 該当しない。

B. 研究方法

上記研究目標のため、次の3つの分野における文献調査をおこなった。

C. 研究結果

1. 家族の経済学

この分野は、家族を3つの観点から考察する。(a) 家族は、単一の効用を最大化する単一の行為者である。(b) 夫と妻は異なる選好を持つが、協力して決定する。

異なる選好を持つが、協力して決定する。(c) 夫と妻は非協力的に行動しそれぞれの行動はクールノーナッシュ均衡で記述される。

特に(c)のアプローチでは, Konrad and Lommerud (2000) や Lundberg and Pollak (2001) が, 一方の配偶者が将来の夫婦間の交渉力を高めるために, いくつかの行動における過剰な投資が行われることを明らかにしている。後者の論文では, 二段階目のゲームや配分ルールに関して, 一段階目でバイディングな契約を結ぶことができないという仮定がクールシヤルであることがわかった。

2. 社会保障と公共財

政府は政策的に, 非協力均衡における不十分な家族公共財の供給を緩和する事ができる。Laitner (1988) は, 人は, 老後に困窮したならば, 子どもや隣人が助けてくれると期待するという良きサマリア人のジレンマを応用している。子どもや隣人の援助を予想するならば, 人は自分で将来に備えた「自助」の誘因を持たないことになる。また, 将来援助を期待される側は, 公的にファイナンスされる再配分制度を支持することになるとの結果が得られている。

3. 実証分析

Thomas (1990) や Haddad and Hoddinott (1994) の結果は unitary モデルの枠組みとは非整合的であったが Unitary model の検証において, 夫と妻の相対的な資源へのコントロールを測定することが必要になる。相対的な収入が考えられるが, 内生正の問題がある。そこで, 収入ではなく不労所得, 宝くじのような予期しない移転や予期しない贈与や遺産, 相対的な年齢, 教育が考えられる。究極的には, 夫と妻がランダムに所

得移転を受けるよう選ばれる様な実験が望ましい。

4. 交換モデル

Bernheim et al (1985)や Cox (1987)によって提示された交換モデルにおいて, 遺産や生前贈与など金銭的移転とインフォーマルな介護サービスが親子間で交換される。Laitner and Ohlsson (2001)が用いたモデルによると, 親の経済資源と子からの介護の関係が導出されている。Angelini (2007)の提示したモデルを拡張することで, 親子間の交換で子が交渉力を持つ場合の分析を行うことが可能になった。これは, 少子化が進む現在の日本を考える際, 有益であろう。

D. 考察及び E. 結論

本年度の文献調査を通じて, 介護や福祉のインフォーマルなサービス供給と家族の関係を理論的にモデル化することは, 特に, 地域包括ケアシステムを考える際に重要だということが分かった。というのも, 地域包括ケアシステムは, 医療や介護, 予防, 生活支援を日常生活の場で一体的に提供しようとするものであり, 高齢者の生活支援に家族や地域住民によるかわりがこれまで以上に必要とされるからである。また, 家族内の対立関係や協力関係や非協力ゲームにおける公共財供給のインセンティブを組み込むことが不可欠である事がわかった。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G. 知的所有権の取得状況の出願・
登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

介護・福祉における給付と家族の関係に関する研究の展開と 政策的インプリケーション

暮石 渉

(国立社会保障・人口問題研究所基礎理論研究部第3室長)

1. 研究目的および研究方法

本研究は、社会保障給付の人的側面に関する重要な課題の一つである介護・福祉におけるサービスの確保について検討するため、介護や福祉のインフォーマルなサービス供給と家族の関係を理論的に明らかにすることを目的としている。上記の研究目的のため、家族の経済学とその周辺の分野の文献調査をおこなった。第2節では、家族の経済学と社会保障と公共財に関する理論研究をまず扱い、その後、実証研究を扱った。第3節では、家族によるインフォーマルな介護提供を説明する理論の一つとして有力なモデルである交換モデルを概観した。4節は考察および結論である。

2. 研究結果

1. 家族の経済学

介護や福祉のインフォーマルなサービスの供給主体は多くの場合、女性である。女性によるこれらサービスの供給を分析する際には、世帯内の意思決定問題を考察しなければならない。これまでの経済モデルでは、次の2つの方法で分析されてきている。一つ目は、家族は、単一の効用を最大化する単一の行為者であるとするもので、もう一つは、夫と妻は異なる選好を持つが、協力して決定するとするものである。本研究では、加えて、夫と妻は非協力的に行動しそれぞれの行動はクールノーナッシュ均衡で記述されるとするモデルに関してサーベイする。最後に、これらアプローチに基づいた実証論文のサーベイも行う。

(a) 家族が単一の効用を最大化するアプローチ (unitary models)

このアプローチには2つの定式化がある。一つは Samuelson (1956) による consensus model で、もう一つは Becker (1974, 1981) の altruist model である。Samuelson (1956) による consensus model では、単一の効用関数を最大化するアウトカムとして家族の行動が正当化される条件が示されている。夫と妻からなる二人家族を考えた場合、夫と妻はそれぞれ自身の私的な財の消費に依存する効用関数を持つ。しかし、コンセンサスのもと、夫と妻は、それぞれが受け取る所得がプールされた予算制約のもと、それぞれ個人の効用関数を組み込んだ社会的厚生関数を最大化することに合意する。そうすることで、家計総支出の観察されるパターンを、あたかも、家族が効用を最大化する単一の主体であるかのように扱って分析することができる。つまり、家計は $U(c^h, c^w)$ を最大化する。ここで、 c^h と c^w はそれぞれ夫と妻の私的な消費を表す。制約は予算式 $p(c^h +$

$c^w = y = y^h + y^w$ であり、ここで夫と妻のそれぞれの所得はプールされている。この効用最大化問題から需要関数 $c^i = f(p, y)$ を得る。この需要関数は価格と家族の総所得のみに依存し、効用関数に関する通常の仮定の下で得られる標準的な特性をもつので、標準的な消費者需要理論の比較静学を、consensus model のもとでの家族の行動に直接に適用することができる。なお、Samuelson (1956) では、どのようにして家族がこの社会的厚生関数に関するコンセンサスを得、また、維持するののかについて議論がなされていない、ということに注意が必要である。

Becker (1974, 1981) の altruist model では、家族の中で資源がどのように配分されるのかへの説明を試みている。このモデルでは、家族は、純粋に利己的であるが合理的な「子」と家族の他のメンバーの厚生が組み込まれた効用関数を持つ利他的な親から構成される。このモデルによると、家族の他のメンバーへ正の移転を行う利他的な親がいることで利己的な子が一見すると非利己的に行動する。つまり、利他的な親は、家族の総所得が最大になる行動を「放蕩な子 (rotten kid)」が選択するのが最適になるように、子への移転を調節するので、結果として現れる配分は家族の資源制約のもとで利他的な親の効用を最大化するものとなる。なお、この altruist model からの家族の需要に対するインプリケーションは consensus model からのそれと一致する。

(b) cooperative bargaining approach

Unitary models への代替として、二人かそれ以上の主体が家族の消費の決定に関わるモデルが必要だと認識のもと、協力ゲーム理論からのバーゲニングモデルが開発された。

Manser and Brown (1980) や McElroy and Horney (1981) によって結婚に適用されたモデルでは、典型的には、結婚の協力バーゲニングモデルでは、夫と妻の二人のメンバーから成る家族を考える。夫と妻はそれぞれ自身の私的な財の消費に依存する効用関数を持つと仮定される ($U^h(c^h)$ で夫の効用関数を、 $U^w(c^w)$ で妻の効用関数を表す)。もし、合意に達することができなかつたら、それぞれが受け取る利得は「威嚇点」($T^h(Z)$, $T^w(Z)$) で表される。つまり、離婚した時のアウトカムからの効用である。ナッシュのバーゲニングモデルの解概念を結婚のバーゲニングモデルに応用する。ナッシュのバーゲニングモデルでは、夫婦は、プールされた予算制約のもと、Nash product function $N = [U^h(c^h) - T^h(Z)][U^w(c^w) - T^w(Z)]$ を最大化する。その結果得られる需要関数、 $c^i = f(p, y, Z)$ は、distribution factors Z に依存する。distribution factors に含まれるものとしては、夫と妻のそれぞれの所得 y^h, y^w が考えられる¹。ナッシュの交渉解において夫と妻が得る効用の水準は威嚇点に依存する。つまり、威嚇点における夫(妻)の効用が上昇すると、ナッシュの交渉解における夫(妻)の効用も上昇する。ここからナッシュ交渉解からの実証分析に対するインプリケーションが得られる。つまり、家族の需要は価格や家族の総所得のみならず、威嚇点を規定する要因に依存するということである。

Lundberg and Pollak (1993) の separate sphere model では、威嚇点を、上記のモデルのように離婚という脅しという外生的にではなく、結婚に関して内生的に扱った。つまり、夫と妻はナッシュバーゲニングによって妥結するのだが、合意できない場合は結婚内の非効率的な非協力均衡でいくということになる。この非協力均衡では、夫(妻)は、妻(夫)の行動を所与のものとして、自身の効用を最大化するように家庭内公共財

¹ Nash (1950) から、パレート効率性を含む4つの公理によってこの解が特徴づけられることがわかっている。